

ASV（先進安全自動車）・バリアフリー車両の特例措置

初回新規登録を受ける場合にのみ、次のとおり特例の適用を受けられます。

<ASV（先進安全自動車）特例>

区分	対象となる条件	対象となる取得期間	通常の取得価額からの控除額
車両総重量8t超のトラック (被けん引自動車を除く。)	側方衝突警報装置を搭載したもの	R5.4.1 ～ R6.4.30	175万円控除
	側方衝突警報装置および衝突被害軽減ブレーキ（歩行者探知機能付き）を搭載したもの		350万円控除
車両総重量3.5t超のトラック (被けん引自動車を除く。)	衝突被害軽減ブレーキ（歩行者探知機能付き）を搭載したもの	R5.4.1 ～ R7.3.31	175万円控除
バス等			

<バリアフリー特例>

区分	対象となる条件	対象となる取得期間	通常の取得価額からの控除額
ノンステップバス	次の2点のどちらかに該当する自動車 ①一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ②一般貸切旅客自動車運用事業者がその事業のために導入するもの	R5.4.1 ～ R7.3.31	1,000万円控除
リフト付きバス (乗車定員30人以上)	次の2点のどちらかに該当する自動車		650万円控除
空港アクセスバス ※ 対象は①に限る。	①一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ②一般貸切旅客自動車運用事業者がその事業のために導入するもの		800万円控除
リフト付きバス (乗車定員30人未満)			200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー (UDタクシー)	一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業のために導入する乗用車		100万円控除